

アンケートへの御協力大変ありがとうございました



本年5月～6月にかけて市内にお住まいの20歳以上の2,500の方に男女共同参画に関する意識調査を実施しました。

この調査を今後の男女共同参画推進のための基礎資料として活かしてまいりたいと考えております。御多忙の中調査に御協力いただき誠にありがとうございました。

調査結果につきましては、集計、分析が終わり次第御報告いたします。



男女共同参画社会のイメージ

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- ・女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、**経済活動の創造性が増し、生産性が向上**

- ・働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人の能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

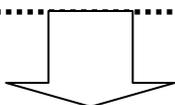
- ・家族を構成する個人がお互いに尊重し合うことによって、**家族のパートナーシップの強化**

- ・仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- ・男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、**地域コミュニティが強化**

- ・地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現



ひとりひとりの豊かな人生



もしもし

相談の6割がセクハラ

毎年6月は男女雇用機会均等月間となっています。先月、鹿児島労働局雇用均等室が発表した2011年度の「男女雇用機会均等法に関する相談」は220件のうち、セクシュアルハラスメントが134件で6割を占めたという新聞記事を目にしました。



最近セクハラにあっていて、断ったら「解雇する」といわれたのです。今、解雇されたら明日からの生活にも困ります。小さい子どももいますし……。

男女雇用機会均等法が施行されて随分経ちますが相談者は後を絶ちません。

職場におけるセクシュアルハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。

セクハラを防ぐには

- ★女性を対等な立場として尊重する。
- ★女性と男性では性的な言動についての感じ方にギャップがあることを知る。
- ★「男は仕事 女は家庭」という性別役割分担意識を改める。
- ★コミュニケーションのとりやすい環境を整える。



セクハラが起これたら

- ★セクハラは人権侵害です。被害者は自分を責める必要はありません。
- ★相手に不快だと明確に伝えましょう。
- ★被害にあったら日時・場所・被害状況などをメモしておきましょう。
- ★一人で悩まず、信頼できる人に相談しましょう。
- ★相談窓口早めに相談してみましょう。



●セクシュアルハラスメント対策（改正男女雇用機会均等法）

職場でのセクシュアルハラスメント対策については、これまでも配慮が求められてきたところですが、法改正により男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策を講じることが義務となっています。対策が講じられず是正指導にも応じない場合、企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、男女とも調停など紛争解決援助の申出を行うことができます。

☆相談窓口

職場（公的機関は除く）の場合

- 自社内の相談窓口
- 鹿児島労働局雇用均等室（099-222-8446）
- 鹿児島労働局総合労働相談コーナー（099-223-8239）
- 鹿児島県雇用労政課（099-286-3014）及び最寄りの県地域振興局・支庁内の労働相談窓口



職場以外（学校、地域、公的機関）の場合

- 各所属機関内・学校内の相談窓口、教育委員会
- 鹿児島地方方法務局「女性の人権ホットライン」（0570-070-810）
- 鹿児島県男女共同参画センター相談室（099-221-6630/6631）



お知らせ

平成24年度 鹿児島県男女共同参画週間

7月25日（水）～31日（火）

の1週間は、「鹿児島県男女共同参画週間」です。

この週間に、鹿児島県男女共同参画センターとかごしま男女共同参画推進志縁者協働会議との協働で、男女共同参画は“性別にかかわらず一人ひとりの自分らしさを支える”考え方であることを県民の皆様感じていただくため、ワークショップやトーク&ライブ等を開催します。この機会に参加されませんか。詳しくは県又は市役所に問合せください。



男女共同参画週間のキャッチフレーズは



あなたがいる わたしがいる 未来がある

です。

人口減少・高齢化が進む中で、東日本大震災からの復旧・復興、日本経済の再生等、様々な課題の解決を迫られる我が国において、女性が社会のあらゆる場面に参画し、その能力を発揮することがますます必要とされています。

一部内閣府男女共同参画局
ホームページから掲載

《 問合せ先 》

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

TEL：(0994) 31-1147

FAX：(0994) 40-3003

市民活動推進課（男女共同参画推進室）

〈メールアドレス〉

danjyo@e-kanoya.net